



平成27年5月27日

各 位

会社名 合同製鐵株式会社  
(URL <http://www.godo-steel.co.jp/>)  
代表者名 代表取締役社長 明賀 孝仁  
(コード番号 5410 東 証 第一部)  
問合せ先 総務部長 西仲 桂

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月26日開催の第109回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第27条（取締役の責任免除）および第35条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。  
なお、定款第26条（取締役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上場会社に対する社会的な要請の厳格化を受け、取締役会構成の見直しおよび監査（役）体制の充実・強化など、企業統治体制の抜本的改革と経営の透明性・効率性の向上を図るため、定款第18条の変更および第31条第2項の新設、また、それに伴う所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日（金曜日）

【別 紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条	第 2 条
1. 各種鉄鋼、鋳鋼、鋳鉄の製造販売	1. 各種鉄鋼、鋳鋼、鋳鉄の製造販売
2. <u>製鉄プラント、化学プラント等の産業機械・装置及び鋼構造物の設計・製造・販売</u>	2. <u>産業機械・装置及び鋼構造物の設計・製造・販売・工事の請負並びに土木、建築工事の設計・請負</u> (削 除)
3. <u>機械器具設置工事、鋼構造物工事の請負</u>	3. <u>不動産の売買、管理及び賃貸</u>
4. <u>土木、建築工事の設計・請負並びに不動産の売買、管理及び賃貸</u>	4. <u>酸素の製造販売</u> (削 除)
5. <u>酸素の製造販売</u>	5. <u>電気の供給事業</u>
6. <u>医薬品の製造販売</u>	6. <u>産業廃棄物処理業</u>
7. <u>電気の供給事業</u>	7. <u>前各号に関する技術の販売</u>
8. <u>産業廃棄物処理業</u>	8. <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u>
9. <u>前各号に関する技術の販売</u>	
10. <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u>	
第 3 条   (条文省略)	第 3 条   (現行どおり)
第 17 条	第 17 条
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の定員)	(取締役の定員)
第 18 条 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。	第 18 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。
第 19 条   (条文省略)	第 19 条   (現行どおり)
第 20 条	第 20 条
(役付取締役及び代表取締役)	(役付取締役及び代表取締役)
第 21 条 取締役会は <u>決議により</u> 社長を定め、必要に応じて会長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 会社を代表する取締役は社長とする。なお必要ある場合には、取締役会の決議により他の取締役の中よりこれを選任することができる。	第 21 条 取締役会は、 <u>その決議によって</u> 、 <u>取締役の中から</u> 社長を定め、必要に応じて会長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 会社を代表する取締役は社長とする。なお必要ある場合には、取締役会の決議により他の取締役の中よりこれを選任することができる。
第 22 条   (条文省略)	第 22 条   (現行どおり)
第 26 条	第 26 条

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条   (条文省略)</p> <p>第 30 条</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (新 設)</p> <p>第 32 条   (条文省略)</p> <p>第 34 条</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 36 条   (条文省略)</p> <p>第 39 条</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条   (現行どおり)</p> <p>第 30 条</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第 31 条 監査役会は、その決議によって、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> <u>2. 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>第 32 条   (現行どおり)</p> <p>第 34 条</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 36 条   (現行どおり)</p> <p>第 39 条</p>
--	--